

垂水市と鹿児島国際大学との
地方創生の取組みに関する協定締結式



垂水市



学校法人津曲学園
鹿児島国際大学

平成 29 年 2 月 6 日

垂水市と鹿児島国際大学との地方創生の取組みに関する協定書

垂水市（以下「甲」という。）と学校法人津曲学園鹿児島国際大学（以下「乙」という。）は、次のとおり地方創生の取組みに関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う「地方創生就地拡大事業」と、乙が行う「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」による地域が求める人材育成の取組みについて、甲と乙が、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 甲が行う地方創生就地拡大事業による雇用の場づくりに関すること
- (2) 乙が行う人材育成に係る教育プログラムに関すること
- (3) その他両者が協議して必要と認める事項

（連絡調整及び定期的な協議）

第3条 甲と乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、定期的に協議を実施し、事業の企画立案、進行管理等も行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定の有効期間の満了の日の30日前までに、甲又は乙から特段の申立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とする。その後においてもまた同様とする。

（疑義の処理）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

上記の協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印して、各1通を保有するものとする。

平成29年2月6日

甲 垂水市上町114番地

垂水市長

尾脇雅弥



乙 鹿児島市坂之上8丁目34番1号

学校法人津曲学園 鹿児島国際大学

学 長

津曲貞利

